

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

昭和6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独居サービスⅠ	オ 1 週あたりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位		1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独居サービスⅠ日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39 1月につき
A2	1211	訪問型独居サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位		2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独居サービスⅡ日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77 1月につき
A2	1321	訪問型独居サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位		3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独居サービスⅢ日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123 1月につき
A2	2411	訪問型独居サービスⅣ	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位		287
A2	2511	訪問型独居サービスⅤ	ロ 1 月あたりの回数を定める場合	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179
A2	2621	訪問型独居サービスⅤ			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220 1回につき
A2	1411	訪問型独居時短サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163
A2	C211	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置実施回数	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅰ日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅱ日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅲ		(3) 1週に3回程度の場合		37単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅲ日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2	C216	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅳ		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3 1回につき
A2	C217	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅴ		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅵ			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独居高齢者虐待防止本実施減算Ⅶ		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2
A2	6001	訪問型独居サービス同一建物建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独居サービス同一建物建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独居サービス同一建物建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独居サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算		
A2	8001	訪問型独居サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独居サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独居サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独居サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独居サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独居サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独居サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独居サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独居サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算		1月につき
A2	4003	訪問型独居サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100
A2	4002	訪問型独居サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200
A2	6102	訪問型独居施設設備強化加算	ホ 口設備強化加算		50 単位加算		50 1回につき
A2	6269	訪問型独居サービス派遣改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245,1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独居サービス派遣改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224,1000加算		
A2	6271	訪問型独居サービス派遣改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182,1000加算		
A2	6380	訪問型独居サービス派遣改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145,1000加算		
A2	6381	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅠ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	一 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅠ) 所定単位数の221,1000加算		
A2	6382	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅡ		(二) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅡ) 所定単位数の208,1000加算			
A2	6383	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅢ		(三) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅢ) 所定単位数の200,1000加算			
A2	6384	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅣ		(四) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅣ) 所定単位数の197,1000加算			
A2	6385	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅤ		(五) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅤ) 所定単位数の184,1000加算			
A2	6386	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅥ		(六) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅥ) 所定単位数の163,1000加算			
A2	6387	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅦ		(七) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅦ) 所定単位数の163,1000加算			
A2	6388	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅧ		(八) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅧ) 所定単位数の158,1000加算			
A2	6389	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅨ		(九) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅨ) 所定単位数の142,1000加算			
A2	6390	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅩ		(十) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅩ) 所定単位数の139,1000加算			
A2	6391	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅪ		(十一) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅪ) 所定単位数の121,1000加算			
A2	6392	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅫ		(十二) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅫ) 所定単位数の118,1000加算			
A2	6393	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅬ		(十三) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅬ) 所定単位数の100,1000加算			
A2	6394	訪問型独居サービス派遣改善加算ⅤⅭ		(十四) 介護職員等処遇改善加算(ⅤⅭ) 所定単位数の176,1000加算			

※合成単位数については、施設が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。
なお、かつまで施設が単位数を定める場合にサービスコードを適用する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべての19番で共通して使用するサービスコードである。